

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 10月度)

- 1 日 時 令和6年10月1日(火)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時00分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治
13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 無し
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
3名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度10月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を向委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
であります。

□議長(会長) 本日は、在任委員15名全出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、三島委員、両國委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

第1号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は7件です。すべて所有権移転の設定となっております。

番号1番 ——地区です。

申請地は氷見市**——番 外6筆

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

申請地は畑として耕作が可能な状況であります。

譲受人は、先代から 申請地を借地により耕作しており、譲渡人は農業経験が無く、後継ぎも無いので、今後、農地の耕作や維持管理が困難であることにより、譲受人に譲渡したいと申し出て、譲受人が了承して、所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号2番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番地(氏名**)へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

申請地は、耕作が可能な状況であります。

この農地は、譲受人の居住地周辺にあり、譲受人は営農組合が設立されるまで、借地し耕作してきました。

譲渡人は、今後も耕作や管理ができないため、譲受人に譲渡したいと申し出て、譲受人が了承して、譲受人がこの農地を所有権を得て耕作をしていくことで合意が成立したものです。

番号3番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、— m^2 で、今回の申請農地— m^2 を取得することになります。

申請地は、申請地は、耕作が可能な状況であります。

この農地は、譲受人の居住地周辺にあり、譲受人は他に畑を数か所、所有し耕作してきました。

譲渡人は、今後も耕作や管理ができないため、譲受人に譲渡したいと申し出て、譲受人が了承して、譲受人がこの農地の所有権を得て耕作をしていくことで合意が成立したものです。

番号4番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番

申請面積は、— m^2 、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、— m^2 で、今回の申請農地— m^2 を取得することになります。

申請地は、畑として耕作可能な状態です。

この農地は、譲受人の居住地そばにあり、

この農地は、譲受人の居住地のそばにあり、譲受人は長年の間、維持管理してきました。譲渡人は、今後も耕作や管理ができないため、譲受人に譲渡したいと申し出て、譲受人が了承して、譲受人がこの農地の所有権を得て耕作をしていくことで合意が成立したものです。

番号5番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番です。

申請面積は、** m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、— m^2 で、今回の申請農地— m^2 を取得すると合計— m^2 となります。

申請地は、田として耕作可能な状態です。

譲受人は、申請地を譲渡人から借地し、田として今日まで耕作を行って来ました。譲渡人は農業経験が無く、後継ぎも無いので、今後、農地の耕作や維持管理が困難であることにより、譲受人に譲渡したいと申し出て、譲受人が了承して、譲受人がこの農地の所有権を得て耕作をしていくことで合意が成立したものです。

番号6番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番（氏名**）です。

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 東京都**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると合計—— m^2 となります。

申請地は、畑として耕作できる状態です。

現在、譲受人は、氷見市地域おこし協力隊として、地域の活性化と、特産品である「灘浦みかん」のブランド化に取り組み、譲受人自身も「灘浦みかん」の生産者となるために農地取得を考えていたところ、遠方にお住まいになり譲渡を希望されていた譲渡人を紹介してもらい、話し合いの結果、この農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号7番 ——地区です。

所在地番は、氷見市**——番です。

申請面積は、** m^2 、地目は登記が田、現況が田です。

譲渡人 氷見市**——番地（***）から

譲受人 氷見市**——番地（農事組合法人**）へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると合計—— m^2 となります。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると合計—— m^2 となります。

申請地は、借受者である譲受人が水稻耕作中です。

今般、譲渡人である***の解散により、田を所有することができなくなるため、現在の借受者である譲受人に譲渡するものです。

以上の7件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件は、1番の全部効率利用、2番の常時従事、これは原則、年間150日以上農業従事日数になります、3番の地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、3件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、4条が1件、5条が2件となっております。

番号1番 4条の案件で、地区は——です。

申請人は、氷見市**——番地（***）

申請地は、氷見市**——番 外1です。

申請書において地目は2筆とも登記は田、現況は宅地、現地は住宅敷地として利用されている状況です。

申請面積は2筆合計——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号2番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（***）

譲渡人は、氷見市**——番地（***）

申請地は、氷見市**——番の1筆、申請書において地目は登記が田、現況が宅地、現地は農家用物置、車庫、倉庫として利用されている状況です。申請面積は——㎡、転用目的が農家用物置、車庫、倉庫、 権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3番 5条の案件で、地区は熊無です。

譲受人は、氷見市**——番地 (***)

譲渡人は、氷見市**——番地 (***)

申請地は、氷見市**——番の1筆、申請書において地目は登記が田、現況が宅地、現地は農家用物置、車庫、倉庫として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が農家用物置、車庫、倉庫、権利は所有権移転です。農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について、説明させていただきます。

許可基準につきましては、番号1番、2番、3番ともに10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地となり原則不許可ですが、集落に接続しているため例外許可となります。

では、今回付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般一月一日、わたしと地区推進委員および事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件3件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質

間があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 本件は、氷見市長より一月一日付けで諮問があり、本総会において審議し、答申するものです。

（事務局） 担当者（農業委員会併任職員）から説明
それでは、第3号議題、氷見農業振興地域整備計画の変更について、につきまして、説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為が出来ないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

今回、願出のあった除外は、1件です。

番号1、地区は——です。

願出者は、氷見市**——番地（***）

譲受人は、氷見市**——番地（***）

対象地は、氷見市**——番の一部、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は、——㎡です。

農用地区域でしかできない理由として、
譲受人は生活環境の変化から、現在居住している市外の共同住宅を出て、新たに住居を新築することを希望されています。——地区の地域活動や地域の営農活動にも参加しており、今後も変わりなく活動していくため、また親の介護の事などを考えて、実家そばに新築したいと考えましたが、実家の周辺に住宅が

建築可能な宅地や雑種地はありませんでした。

農用区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

今回申請がありました——地内は、土地改良区の整備事業の完了から8年未経過の農地となっておりますが、今後精力的に営農活動に携わる事となる就農者の農家住宅の新築ということから「地域の農業の振興に関する計画」（27号計画）を策定し、除外の手続きを進めていくものです。

土地改良区につきましても、面整備事業自体は平成15年度までに完了しており、水田に接する用水の整備であり、軽微な工事であったことから8年経過前の転用について了承を得ております。

では、今回付された案件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました一委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、一委員から報告を受けます。

（**委員） 現地調査の報告

先般一月一日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と一委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか？

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。
報告第1号『農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について』事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、ご説明いたします。

今回の申請件数は、2件です。

番号1、地区は一です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は山林、申請面積は**㎡です。

目的は、畑から山林への地目変更登記申請です。

事務局員の現地調査に基づき、**委員、**推進委員、**推進委員の3名が*月*日に現地写真や申請書内容により確認しました。その結果非農地であると判断したことから、所有者に対し、非農地認定による通知書を発送し、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行いました。

続いて

番号2、地区は一です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は山林、申請面積は**㎡です。

目的は、畑から山林への地目変更登記申請です。

事務局員の現地調査に基づき、**委員、**推進委員、**推進委員の3名が*月*日に現地写真や申請書内容により確認しました。その結果非農地であると判断したことから、所有者に対し、非農地認定に

よる通知書を発送し、併せて関係機関である県、法務局及び市へ情報提供を行いました。

報告は、以上となります。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会10月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年10月1日

議 長

署名委員

署名委員